

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
2	予防接種の実施に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

南房総市は、予防接種の実施に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを低減させるために十分な措置を行い、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

南房総市長

公表日

令和3年12月6日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	予防接種の実施に関する事務
②事務の概要	予防接種法に基づき、伝染のおそれのある疾病の発生及び蔓延を防止し、公衆衛生の向上及び増進に寄与することを目的とし、予防接種を実施するもの。定期の予防接種又は臨時の予防接種を受けたことにより疾病にかかり、障害の状態となり、又は死亡した場合に、健康被害救済の給付を行うこととされており、支給を受ける者が請求する際の手続、予防接種を行ったときは遅滞なく予防接種に関する記録を作成し、5年間保存することとなっており、その保存手続を行うものであり、特定個人情報ファイルは、これらの事務に使用している。 新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務 ・ワクチン接種記録システム(VRS)へ予防接種対象者及び発行した接種券の登録を行う。 ・予防接種の実施後に接種記録等を登録、管理し、他市区町村への接種記録の照会・提供を行う。 ・予防接種の実施後に、接種者からの申請に基づき、新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付を行う。
③システムの名称	健康管理システム・中間サーバー・団体内統合宛名システム・ワクチン接種記録システム
2. 特定個人情報ファイル名	
予防接種ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法) ・第9条第1項 ・別表第一 第10項 ・第19条第16号(新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務におけるワクチン接種記録システムを用いた情報提供・照会のみ) ・第19条第6号(委託先への提供) 2. 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 ・第10条
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	(情報照会の根拠) ・番号法第19条第8号 別表第二(第16の2、17、18、19項) ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(第12条の2、第12条の3、第13条、第13条の2) (情報提供の根拠) ・番号法第19条第8号 別表第二(第16の2項、16の3項) ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(第12条の2、第12条の2の2)
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	保健福祉部健康支援課
②所属長の役職名	健康支援課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	総務部総務課総務グループ 千葉県南房総市富浦町青木28番地 0470-33-1021
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	保健福祉部健康支援課保健予防室 千葉県南房総市谷向116番地2 0470-36-1154

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1万人以上10万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和3年6月30日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和3年6月30日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[] 自己点検 [<input checked="" type="radio"/>] 内部監査 [] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年6月30日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長	健康支援課長 内藤 一浩	健康支援課長 西田 勝幸	事後	重要な変更にとらならない項目
平成29年6月30日	II しいき値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	平成26年7月1日	平成29年6月30日	事後	重要な変更にとらならない項目
平成29年6月30日	II しいき値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成26年7月1日	平成29年6月30日	事後	重要な変更にとらならない項目
平成29年6月30日	I 関連情報 8. 特定個人情報ファイルの取り扱いに関する問い合わせ連絡先	保健福祉部社会福祉課障害福祉係 0470-36-1151	保健福祉部健康支援課保健予防係 0470-36-1152	事後	重要な変更にとらならない項目
平成30年7月1日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署②所属長の役職名	健康支援課長 西田 勝幸	健康支援課長	事後	重要な変更にとらならない項目
平成30年7月1日	II しいき値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	平成29年6月30日 時点	平成30年7月1日 時点	事後	重要な変更にとらならない項目
平成30年7月1日	II しいき値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成29年6月30日 時点	平成30年7月1日 時点	事後	重要な変更にとらならない項目
令和1年6月21日	I 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)第9条第1項 別表第一 第10項 ・番号法別表第一の主務省令 第10条	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)第9条第1項 別表第一 第10項 ・番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第10条	事後	見直しによる。本項目の変更については重要な変更にとらならない。
令和1年6月21日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	(情報照会の根拠) ・番号法第19条第7号 別表第二(第17、18、19項) ・番号法別表第二の主務省令(第13条) (情報提供の根拠) ・なし	(情報照会の根拠) ・番号法第19条第7号 別表第二(第16の2、17、18、19項) ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(第12条の2、第12条の3、第13条、第13条の2) (情報提供の根拠) ・番号法第19条第7号 別表第二(第16の2項) ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(第12条の2)	事後	見直しによる。本項目の変更については重要な変更にとらならない。
令和1年6月21日	II-1 対象人数 いつ時点の計数か	平成30年7月1日 時点	平成31年4月1日 時点	事後	重要な変更にとらならない項目
令和1年6月21日	II-2 取扱者数 いつ時点の計数か	平成30年7月1日 時点	平成31年4月1日 時点	事後	重要な変更にとらならない項目
令和1年6月21日	IV リスク対策	記載なし	1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類 2. 特定個人情報の入手 3. 特定個人情報の使用 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 5. 特定個人情報の提供・移転 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 7. 特定個人情報の保管・消去 8. 監査 9. 従業員に対する教育・啓発	事後	様式変更に伴う修正
令和3年1月27日	I 関連情報 8. 特定個人情報ファイルの取り扱いに関する問合せ	保健福祉部健康支援課保健予防係 千葉県南房総市谷向100番地 0470-36-1152	保健福祉部健康支援課保健予防室 千葉県南房総市谷向116番地2 0470-36-1154	事後	機構改革による保健予防室の新設と事務室移転による。重要な変更にとらならない項目
令和3年1月27日	II しいき値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	平成31年4月1日 時点	令和2年6月30日 時点	事後	重要な変更にとらならない項目
令和3年1月27日	II しいき値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成31年4月1日 時点	令和2年6月30日 時点	事後	重要な変更にとらならない項目
令和3年12月6日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	予防接種法に基づき、伝染のおそれのある疾病の発生及び蔓延を防止し、公衆衛生の向上及び増進に寄与することを目的とし、予防接種を実施するもの。定期の予防接種又は臨時の予防接種を受けたことにより疾病にかかり、障害の状態となり、又は死亡した場合に、健康被害救済の給付を行うこととされており、支給を受ける者が請求する際の手続、予防接種を行ったときは遅滞なく予防接種に関する記録を作成し、5年間保存することとなり、その保存手続を行うものであり、特定個人情報ファイルは、これらの事務に使用している。	予防接種法に基づき、伝染のおそれのある疾病の発生及び蔓延を防止し、公衆衛生の向上及び増進に寄与することを目的とし、予防接種を実施するもの。定期の予防接種又は臨時の予防接種を受けたことにより疾病にかかり、障害の状態となり、又は死亡した場合に、健康被害救済の給付を行うこととされており、支給を受ける者が請求する際の手続、予防接種を行ったときは遅滞なく予防接種に関する記録を作成し、5年間保存することとなり、その保存手続を行うものであり、特定個人情報ファイルは、これらの事務に使用している。 新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務 ・ワクチン接種記録システム(VRS)へ予防接種対象者及び発行した接種券の登録を行う。 ・予防接種の実施後に接種記録等を登録、管理し、他市区町村への接種記録の照会・提供を行う。 ・予防接種の実施後に、接種者からの申請に基づき、新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付を行う。	事後	
令和3年12月6日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称	健康管理システム・中間サーバー	健康管理システム・中間サーバー・団体内統合宛名システム・ワクチン接種記録システム	事後	重要な変更にとらならない項目

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年12月6日	I 関連情報 2. 特定個人情報ファイル名	住民健診ファイル	予防接種ファイル	事後	重要な変更にとつたらない項目
令和3年12月6日	I 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)第9条第1項 別表第一 第10項 ・番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第10条	1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法) ・第9条第1項 ・別表第一 第10項 ・第19条第16号(新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務におけるワクチン接種記録システムを用いた情報提供・照会のみ) ・第19条第6号(委託先への提供) 2. 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 ・第10条	事後	重要な変更にとつたらない項目
令和3年12月6日	I-4 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	(情報照会の根拠) ・番号法第19条第7号 別表第二(第16の2、17、18、19項) ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(第12条の2、第12条の3、第13条、第13条の2) (情報提供の根拠) ・番号法第19条第7号 別表第二(第16の2項) ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(第12条の2)	(情報照会の根拠) ・番号法第19条第8号 別表第二(第16の2、17、18、19項) ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(第12条の2、第12条の3、第13条、第13条の2) (情報提供の根拠) ・番号法第19条第8号 別表第二(第16の2項、16の3項) ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(第12条の2、第12条の2の2)	事後	重要な変更にとつたらない項目
令和3年12月6日	IIしきい値判断項目 1.対象人数	令和2年6月30日 時点	令和3年6月30日 時点	事後	重要な変更にとつたらない項目
令和3年12月6日	IIしきい値判断項目 2.取扱者数	令和2年6月30日 時点	令和3年6月30日 時点	事後	重要な変更にとつたらない項目